

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
464,341 千円	社会保障財源化分 206,237 千円	引上げ分(17分の7)
	一般財源 258,104 千円	現行分(17分の10)

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	15,657	2,191		5,157	4,769	3,540
	保育所運営費	718,172	27,018		124,199	46,303	520,652
	放課後児童クラブ推進事業費	44,443	21,382		6,078	11,543	5,440
	子育て支援事業費	58,263	16,093			26,950	15,220
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	28,405	12,225		3,948	8,137	4,095
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	50,266	20,024		6,922	13,887	9,433
	心身障害者医療費助成	10,027				6,814	3,213
	乳児妊産婦医療費助成	10,874	4,761		1,213	2,258	2,642
	幼児・児童医療費助成	52,968	4,130		644	30,129	18,065
	ひとり親家庭等医療費助成	13,952	5,850		2,250	3,864	1,988
	感染症予防事業費	57,039				35,984	21,055
	すこやか親子推進事業費	35,432	3,699		1,223	15,599	14,911
合計	1,095,498	117,373		151,634	206,237	620,254	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費